

第525回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和6年7月24日(水) 15:00～15:23

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから第525回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長　本会合はオンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

早速、始めたいと思います。議題の1「『酷暑乗り切り緊急支援』に伴う特定小売供給約款の特例認可等に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答について」に関しまして、田上総務課長から説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長　それでは、資料3を御覧いただければと思います。『酷暑乗り切り緊急支援』に伴う特定小売供給約款の特例認可等に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答について」でございます。

こちらにつきましては、まず47行目を御覧いただければと思いますが、令和6年6月21日に総理のほうから酷暑乗り切り緊急支援ということで、電気事業法又はガス事業法の法令に基づき認可を受けた事業者などから、電気について、低圧では4円、高圧では2円、

また10月分については低圧2.5円、高圧1.3円。都市ガスについては8月、9月分で17.5円、10月分で10円という発表がございました。

また9行目に戻っていただきますが、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合に供給条件の認可などを求める申請が、16行目から45行目にかけまして、みなし小売電気事業者10社、一般送配電事業者10社、みなしガス小売事業者1社、一般ガス導管事業者2社から申請がございました。こちらに対して、経産大臣から資料3-1のとおり意見があったものでございます。電力・ガス取引監視等委員会の回答について御審議をいただくものでございます。

58行目から申請の中身でございますが、特定小売供給約款、みなし小売電気事業者10社については、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請ということで来ています。同じように最終保障供給約款、こちらは沖縄電力を除く9社。離島供給等約款についても7件。ガスについても、みなしガス小売事業者1件、最終保障供給約款についても2件来ております。

86行目から供給条件の概要でございます。

まず、電気につきましては低圧です。令和6年8月の検針日から令和6年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価について、4円を差し引いた額とする。また、令和6年10月の検針日から令和6年11月の検針日の前日までの期間に使用される電気について、燃料費調整単価から2.5円引いた額とするというものでございます。

また、高圧についても8月、9月分については燃料費調整単価から2円、10月については1.3円引いたものということでございます。

また、ガスにつきましても114行目から同じように、料金算定期間の末日が令和6年9月1日から10月31日に属する料金算定期間において、117行目ですが17.5円を引き下げた額と。また、120行目です。令和6年11月1日から11月30日に属する算定期間においては、10.0円/m³を引き下げた額とするものでございます。

130行目でございます。今回の酷暑乗り切り緊急支援の実施につきまして、電気・ガス料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑みまして、経産省から関係事業者に対する要請が行われたことを受けまして、応急かつ暫定的な措置として今回の措置が必要となってくるものでございます。

こちらにつきまして、大臣への回答ということで資料3-2も併せて御覧いただければ

と思いますが、電気事業法などの該当条文の規定及び審査基準に照らして、特別の事情がある場合における供給条件として認可などして差し支えないと考えております。これを踏まえまして、資料３－２のとおり委員会としては経産大臣が本申請に係る認可等を行うことに異存はない旨、経産大臣に回答することとしたいと考えております。何とぞ御審議のほどお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり委員会として認可を行うことに異存がない旨、意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、議題の２「電力の適正な取引の確保に向けた制度的措置に係る経済産業大臣への建議について」に関しまして、下津取引監視課長から御説明をよろしくお願いします。

○下津取引監視課長　　では、右上資料４に基づきまして御説明をいたします。

冒頭四角の中、趣旨というところでございます。小売電気事業における市場環境の変化などを踏まえまして、電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置の在り方につきまして、制度設計専門会合で御議論をいただいております。今回制度設計専門会合での議論も踏まえまして、所要の制度的措置を図るよう経済産業大臣に対して建議をさせていただきたいと考えておりまして、この点御審議をさせていただきたいということでございます。

建議の内容でございますけれども、パワーポイントスライドにまとめておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただければと思います。

資料は22分の６まで行きます。現在、市場の競争状況の監視などを目的としまして、電気小売事業者、そしてガス小売事業者から様々な項目につきまして電力取引報、それからガス取引報という形で報告を求めています。報告様式のデジタル化を昨年来進めているのですが、デジタル化するに当たって関係する規則の改正が必要なものがございまして、それらを今回建議させていただきたいというものでございます。

資料は22分の８まで行きます。まず、電気の方でございます。電力取引報の中で料金メ

ニューに係る定期報告を求めているものがございます。

具体的にはということでございまして、現在の報告様式をお見せいたしますと、資料は22分の12まで行きます。こちらは電力取引報の第2表と言われているものでございます。少し文字が小さいですが、低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法等に関する情報を求めている様式でございます。料金メニューごとに料金設定方法の概要ですとか、契約期間ですとか、違約金の金額等々の報告を求めているということでございます。

次のスライドでございまして、こちらは電力取引報の第3表-1というものでございまして、特高・高圧、低圧の再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約に係る販売電力量という様式でございます。こちらでも料金メニューごとに、料金設定方法の概要等の報告を求めているということでございます。

スライドは22分の8まで戻ります。これら料金メニューに係る定期報告につきましては自由記載欄が多くて、また料金メニューごとに報告することになっているのですが、料金メニューの数が数百種類を超えている事業者がいたりしまして、さらに補足説明をメール添付で報告してくる事業者もございまして、この点については改善したいと考えていたところでございます。

どう改善するかということで3つ目のポツでございまして、なるべく自由記載欄を減らしまして、また選択式を主とした様式に変更しまして、そして先ほどお見せしました第2表と第3表-1ですが、報告内容が重複している箇所がございますので、報告様式を1つにまとめてはどうかと考えてございます。

1つにまとめてまいりますと、現在低圧の小売供給契約の料金設定方法等に関する定期報告に関しましては、供給区域ごとに契約口数が100以上の料金メニューについて報告をしておりますので、高圧や特別高圧についても、そのような報告対象となる契約口数の閾値を設ける必要があるのかどうかという点についても検討いたしました。

具体的には、低圧において現在供給区域ごとに契約口数100以上を報告対象としているのですが、全契約口数に占める契約口数100件以上の事業者が契約する口数の割合を求めまして、それと同様の数字になるようなところで高圧や特別高圧での閾値を決めてはどうかと考えた次第です。実は高圧や特別高圧につきまして報告対象範囲——低圧は99%をカバーしているのですが、それを維持しようとしてみますと契約口数が1件以上とか2件以上という数になってまいりまして、特別高圧・高圧については全ての事業者に対して報告を求めることとしたいと考えてございます。

次のスライドです。こちらが報告様式の改正イメージでございます。基本的には該当するものにチェックを入れてもらう方法で考えている次第でございます。このような形で年に1回、報告をしてもらおうと考えている次第でございます。

電気につきましては、もう一点ございます。スライドは22分の14まで行きます。電源構成等情報の定期報告についても、様式を改めてはどうかと考えてございます。

現在のものをお見せいたしますと、22分の16でございます。第3表－2というものでございまして、こういう形で再生可能エネルギーに焦点を当てて太陽光、風力、水力等々の調達電源量——他社からの調達電力量ということなのですけれども、これを報告してもらっておりまして、また表の右のほうにその他という欄があるのですけれども、そこで非化石証書の調達量も運用上報告をしてもらっているという状況でございます。

1つ前のスライドに戻りますが、こういう形に直してはどうかと考えております。点線の上側でございます。再エネだけに焦点を当ててではなくて、再エネを含む非化石電源に焦点を当てて報告してもらおうと、それから自社発電も含めて非化石電源の電力量を報告してもらおうと、さらには今運用上報告してもらっている非化石証書の調達量を、そのための様式をちゃんと設けて報告してもらってはどうかと考えている次第でございます。このような様式で年に1回、報告してもらってはどうかと考えている次第でございます。

続きまして、ガスのほうでございますけれども、22分の18に参ります。ガスの料金メニューに係る定期報告についてでございますけれども、問題意識は電気のところと同じでございます。現在のものは自由記載欄が多くて、改善しようということで、電力のところと同様に自由記載の箇所を限定化して、選択式を主とした様式に変更したいと、さらには需要種ごとの傾向を把握するべく、家庭用のみならず商業用、工業用、その他用も報告対象に追加したいと考えております。

商業用、工業用、その他用も報告対象に含めることにつきましては、スライドの下の方の点線の枠の中に記載しておりますけれども、制度設計専門会合で御議論いただいた際に事業者の作業負荷に関する御意見、具体的に申し上げますと報告対象の範囲に関する御意見をいただいておりますので、その点も検討させていただきました。

次のスライドに参ります。22分の19ということでございます。こちらも考え方は電気のところと同じでございます。現在、家庭用については契約件数又は家庭用調停件数が50以上の料金メニューを報告対象としておりますので、全ての契約件数に占める契約件数が50以上の事業者の契約件数の割合を計算し、それと同じ割合になる契約件数を工業用、商

業用、その他用における報告対象となる契約件数等の閾値にしようとして検討しました。

結果でございますけれども、商業用、その他については家庭用と同じように契約件数等が50以上の料金メニューを報告対象とし、工業用については5以上の料金メニューを報告対象としてはどうかと考えている次第でございます。

次のスライドでございます。こちらがガスの料金メニューに係る報告様式の改正イメージでございます。このような様式で年に1回、報告してもらうようにしてはどうかと考えているところでございます。

実際の建議文案でございますけれども、22分の3でございます。こちらが今考えております建議文案でございます。委員長から経済産業大臣宛てに別添の事項に係る所要の制度的措置を図る必要があると認められることから建議しますとしまして、次のスライドですが、こちらが別添ということになっておりまして、電気関係報告規則、それからガス関係報告規則、それぞれについて別紙を踏まえ対応等を行うこととしております。別紙として、先ほど御説明させていただいたパワーポイントスライドをつけるという形になってございます。こういった形で建議をさせていただきたく、御審議のほどよろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして御質問、御意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御説明がありましたとおり委員会として経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することいたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答について」に関しまして、引き続き下津取引監視課長から御説明をよろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長 では、右上資料5に基づきまして御説明をいたします。

冒頭四角の中、趣旨でございます。今月10日にみなし熱供給事業者である北海道地域暖

房株式会社から経済産業大臣に対して指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われまして、経済産業大臣から当委員会に認可に係る意見聴取がございました。当該意見聴取への対応方について御審議いただきたいということでございます。

申請事業者の北海道地域暖房株式会社ですけれども、1.経緯の中ほどに参考として記載しておりますが、昭和45年10月に設立の会社でございまして、資本金は8億円、従業員は53名となっております。札幌市で熱供給事業を行っておりまして、市内の2つの地区、具体的には札幌市の厚別地区、そして真駒内地区における熱供給規程を変えたいということで今回の申請に至っております。

申請内容でございますけれども、新旧対照表を見ていただいたほうが早いと思いますので、そちらに参ります。スライドは71分の35まで参ります。こちらは厚別地区の熱供給規程の新旧対照表でございます。右側が現在の熱供給規程、左側が改正後の熱供給規程でございまして、右側の下線を引いているところ、38といたしまして料金の前納という規定があります。支払義務が発生する日の前日までに料金を前納される場合は所定の割引をするというものでございますけれども、この規定を削除したいという内容でございます。もう一つの真駒内地区の熱供給規程の申請内容も全く同じということでございます。

昨今の燃料調達コストの上昇を受けまして、北海道地域暖房の熱供給事業は既に採算割れしておりまして、前納割引については事業外収益で賄っているのですけれども、少しでも会社全体の収支を改善するために、今回、前納割引をやめたいということでございます。また、この申請内容につきましては既に関係する自治体や自治会、管理組合などに対して説明済みということでございます。

申請内容の検討でございます。行ったり来たりで恐縮でございます。資料は71分の3まで戻ります。こちらに電気事業法等の一部を改正する等の法律の附則52条というのが真ん中のほうにあります。太字で下線を引いているところでございます。

この2項に1から4までございまして、4つほど認可要件というものが記載されているところでございます。前納割引は事業外収益で賄っているものでございまして、今回の変更内容によって料金の総括原価の見直しが行われるものでもございませんので、料金に関する要件の1号、2号はこれまでと変わらず適合となりまして、また今回の申請内容はみなし熱供給事業者等の責任に関する事項等々でもございませんので、3号もこれまでと変わらず適合ということになります。

最後、4号の特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないという点につき

ましても、今回の変更によって需要家に対する供給条件の公平性が失われるものではございませんので、こちらも適合すると。

結果としてですけれども、最後のページに行きます。こちらは回答文案でございますけれども、経済産業大臣に対しては本件について認可することに異存はないということで、回答させていただけないかと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり委員会として認可することに異存がない旨、意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

第１部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長 事務局から１点、お伝えをいたします。前回の委員会からの間に１件、書面開催を行っております。令和６年７月９日から大雨による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等につきまして、７月１２日付で認可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

議事録につきましては案ができ次第お送りいたしますので、御確認のほどよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第１部を終了といたします。

——了——